

議会の委任に基づく専決処分について

【報告案件 1】

1 事故の概要

(1) 事故発生日時

平成 27 年(2015 年) 5 月 21 日午前 7 時 35 分頃

(2) 事故発生場所

宮城県柴田郡柴田町大字船岡字山岸 52 番地 2

(3) 事故発生状況

区の職員が、区がリースしている車両(以下「リース車両」という。)を運転して勤務地に向かう途中、信号機の無い丁字路において県道 50 号線に右折して進入するため、同じく同県道に右折して進入しようとして前進した相手方の車両に続きリース車両を前進させたが、同職員の前方不注意により一時停止した相手方の車両に追突させた。この事故により、相手方の車両の左後部のバンパー、テールランプ等及びリース車両の右前方バンパー等が破損した。

2 和解(示談)の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害 309,700 円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

3 和解(示談)成立の日

平成 27 年(2015 年) 8 月 19 日

4 区の賠償責任

本件事故は、区の職員の前方不注意により信号機の無い丁字路において一時停止した相手方の車両に追突させたものであり、相手方の被った損害額全額について、区に賠償の義務があるものと判断した。

5 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、相手方の車両の左後部のバンパー、テールランプ等の修理費用及び代車費用の合計金 309,700 円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社から相手方の車両を修理した修理業者に直接支払われた。

【報告案件２】

1 事故の概要

(1) 事故発生日時

平成２７年（２０１５年）５月２１日午前７時３５分頃

(2) 事故発生場所

宮城県柴田郡柴田町大字船岡字山岸５２番地２

(3) 事故発生状況

区の職員が、区が相手方からリースしている車両（以下「相手方車両」という。）を運転して勤務地に向かう途中、信号機の無い丁字路において県道５０号線に右折して進入するため、同じく同県道に右折して進入しようとして前進した車両に続き相手方車両を前進させたが、同職員の前方不注意により一時停止した車両に追突させた。この事故により、当該一時停止した車両の左後部のバンパー、テールランプ等及び相手方車両の右前方バンパー等が破損した。

2 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害１５９，４８４円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

3 和解（示談）成立の日

平成２７年（２０１５年）８月２１日

4 区の賠償責任

本件事故は、区の職員の前方不注意により信号機の無い丁字路において一時停止した車両に追突し、相手方車両を破損させたものであり、相手方の被った損害額全額について、区に賠償の義務があるものと判断した。

5 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損した相手方車両の右前方バンパー等の修理費用の金１５９，４８４円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社から相手方車両を修理した修理業者に直接支払われた。

備考

事故後の対応について

(1) 所属長から関係職員に対する口頭注意

(2) 所属長から派遣職員に注意喚起を行い、勤務中における安全運転の励行の徹底